

資料1

令和7年度 延岡しろやま支援学校高千穂校 いじめ防止プログラム

月	未然防止			早期発見・対応 いじめ・不登校対策委員会	取組評価 (PDCA)
	学校行事	生徒が主体となった活動	職員研修		
4	始業式・入学式 高千穂高校全校集会 遠足・PTA総会	高千穂高校全校集会での交流 歓迎遠足での絆づくり	県いじめ防止基本方針の確認 学校基本方針の確認 生徒の実態把握・共通理解(通年)		計画・目標作成
5	体育大会(本校)	体育大会(本校)での絆づくり 高千穂高校との交流及び共同学習	人権教育担当者研修会		
6	高千穂高校神舞祭(体育の部) 現場実習	高千穂高校神舞祭(体育の部)での絆づくり		いじめに関するアンケート いじめ・不登校対策委員会	いじめアンケート分析
7	終業式	高千穂高校との交流及び共同学習			
8	始業式		人権同和研究大会		
9	高千穂高校神舞祭(文化の部)	高千穂高校神舞祭(文化の部)での絆づくり 高千穂高校との交流及び共同学習			
10	歩こう大会	歩こう大会での絆づくり			
11	しろやま祭(本校) 農場祭 現場実習 修学旅行	しろやま祭(本校)での絆づくり 修学旅行での絆づくり	いじめ調査結果公表	いじめに関するアンケート 宮崎県いじめ調査報告 いじめ・不登校対策委員会	いじめアンケート分析 中間評価と取組の改善
12	終業式	高千穂高校との交流及び共同学習			
1	始業式 現場実習	高千穂高校との交流及び共同学習	人権教育担当者研修会		
2		高千穂高校との交流及び共同学習		いじめに関するアンケート	いじめアンケート分析
3	遠足 卒業式 修了式	遠足での絆づくり		いじめ・不登校対策委員会 今年度の反省と次年度取組事項の協議	年間評価 次年度計画作成

資料2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応
 - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

(3) いじめに対する措置 (※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動)

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- 現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

③- A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる
- いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはつきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた生徒に対応する教員》

- いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

(3)一B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

資料3

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン	チェック
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。	
	教職員と視線が合わず、うつむいている。	
	体調不良を訴える。	
	提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。	
	担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。	
授業中	保健室・トイレに行くようになる。	
	教材等の忘れ物が目立つ。	
	机周りが散乱している。	
	決められた座席と異なる席に着いている。	
	教科書・ノートに汚れがある。	
休み時間等	教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。	
	弁当にいたずらをされる。	
	昼食を教室の自分の席で食べない。	
	用のない場所にいることが多い。	
	ふざけ合っているが表情がさえない。	
	衣服の汚れ等がある。	
放課後等	一人で清掃している。	
	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。	
	持ち物がなくなりたり、持ち物にいたずらされたりする。	
	一人で部活動の準備、片付けをしている。	

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン	チェック
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。	
ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。	
教職員が近づくと、不自然に分散したりする。	
自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。	

資料4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	チェック
嫌なあだ名が聞こえる。	
席替えなどで近くの席になることを嫌がる。	
何か起こると特定の生徒の名前が出る。	
筆記用具等の貸し借りが多い。	
壁等にいたずら、落書きがある。	
机や椅子、教材等が乱雑になっている。	

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	チェック
学校や友人のことを話さなくなる。	
友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。	
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。	
電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。	
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。	
不審な電話やメールがある。	
遊ぶ友達が急に変わる。	
部屋に閉じこもったり、家から出ななかったりする。	
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。	
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。	
登校時刻になると体調不良を訴える。	
食欲不振・不眠を訴える。	
学習時間が減る。	
成績が下がる。	
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。	
自転車がよくパンクする。	
家庭の品物、金銭がなくなる。	
大きな額の金銭を欲しがる。	

資料5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

